

議案第70号

佐野市手数料条例の改正について

佐野市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和元年9月6日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市手数料条例の一部を改正する条例

佐野市手数料条例（平成17年佐野市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表建築関係手数料の項の表第2号の項から第5号の項までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第11号の項の次に次のように加える。

(11)の2 法第48条 第16項第1号 (法第88条第2 項において準用す る場合を含む。) の規定による許可	特例許可を受けた建築物の用 途地域における増築等許可申 請手数料	申請1件につき 120,000円
(11)の3 法第48条 第16項第2号 (法第88条第2 項において準用す る場合を含む。) の規定による許可	日常生活に必要な建築物の用 途地域における建築等許可申 請手数料	申請1件につき 140,000円

別表建築関係手数料の項の表第14号の項の次に次のように加える。

(14)の2 法第53条 第5項の規定によ る許可	建築物の建蔽率に関する特例 の許可申請手数料	申請1件につき 33,000円
---------------------------------	---------------------------	--------------------

別表建築関係手数料の項の表第15号の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表第39号の4の項を同表第39号の8の項とし、同表第39号の3の項の次に次のように加える。

(39)の4 法第87条の2第1項の規定による認定	適用除外を受けている既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に関する認定申請手数料	申請1件につき 27,000円
(39)の5 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による認定	適用除外を受けている既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に関する認定の変更申請手数料	申請1件につき 27,000円
(39)の6 法第87条の3第5項の規定による許可	建築物の用途を変更して他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に関する許可申請手数料	申請1件につき 120,000円
(39)の7 法第87条の3第6項の規定による許可	建築物の用途を変更して1年を超えて他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に関する許可申請手数料	申請1件につき 160,000円

別表建築関係手数料の項の表第41号の項、第43号の項、第44号の項及び第45号の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第50号の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「規定よる」を「規定による」に改め、同表第51号の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

建築基準法の改正に伴い、建築関係手数料を改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市手数料条例の改正案 新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係） （表略） 建築関係手数料 （表略）			別表（第2条関係） （表略） 建築関係手数料 （表略）		
手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
(2) 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認	(略)		(2) 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認	(略)	
(3) 法第7条第1項（ <u>法第87条の2</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査	(略)		(3) 法第7条第1項（ <u>法第87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査	(略)	

(4) 法第7条の3第1項(法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査	(略)	
(5) 法第7条の6第1項第1号又は第2号(建築主事に係るものに限る。)(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定	(略)	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(4) 法第7条の3第1項(法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査	(略)	
(5) 法第7条の6第1項第1号又は第2号(建築主事に係るものに限る。)(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定	(略)	
(略)	(略)	(略)
(11)の2 法第48条第16項第1号(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可	特例許可を受けた建築物の用途地域における増築等許可申請手数料	申請1件につき 120,000円
(11)の3 法第48条第16項第2号(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可	日常生活に必要な建築物の用途地域における建築等許可申請手数料	申請1件につき 140,000円
(略)	(略)	(略)

(15) <u>法第53条第5項第3号</u> の規定による許可	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(39)の4	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(41) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律	長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅普及促進法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料	

(14)の2 <u>法第53条第5項</u> の規定による許可	建築物の建蔽率に関する特例の許可申請手数料	申請1件につき 33,000円
(15) <u>法第53条第6項第3号</u> の規定による許可	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(39)の4 <u>法第87条の2第1項</u> の規定による認定	適用除外を受けている既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に関する認定申請手数料	申請1件につき 27,000円
(39)の5 <u>法第87条の2第2項</u> において準用する <u>法第86条の8第3項</u> の規定による認定	適用除外を受けている既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に関する認定の変更申請手数料	申請1件につき 27,000円
(39)の6 <u>法第87条の3第5項</u> の規定による許可	建築物の用途を変更して他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に関する許可申請手数料	申請1件につき 120,000円
(39)の7 <u>法第87条の3第6項</u> の規定による許可	建築物の用途を変更して1年を超えて他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に関する許可申請手数料	申請1件につき 160,000円
(39)の8	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(41) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律	長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅普及促進法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料	

<p>第87号。以下この表において「長期優良住宅普及促進法」という。) 第5条第1項又は第3項の規定による申請に対する審査</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第87条の2に規定する建築設備が設置される建築物の審査 建築設備1基につき15,000円 (小荷物専用昇降機については、7,000円)</p>	<p>第87号。以下この表において「長期優良住宅普及促進法」という。) 第5条第1項又は第3項の規定による申請に対する審査</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物の審査 建築設備1基につき15,000円 (小荷物専用昇降機については、7,000円)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(43) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する変更の認定に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の変更に関する認定申請手数料</p> <p>(1) 長期優良住宅普及促進法第5条第1項又は第3項の規定による申請により認定を受けた者 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 法第87条の2に規定する建築設備が設置される建築物の審査 当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円 (小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあつては第41号の項第2号ウに規定する金額</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(43) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する変更の認定に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の変更に関する認定申請手数料</p> <p>(1) 長期優良住宅普及促進法第5条第1項又は第3項の規定による申請により認定を受けた者 次に掲げる区分に応じた金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物の審査 当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円 (小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあつては第41号の項第2号ウに規定する金額</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(44) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表にお</p>	<p>低炭素建築物新築等計画(都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)に関する認定申請手数料</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(44) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表にお</p>	<p>低炭素建築物新築等計画(都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)に関する認定申請手数料</p> <p>(1) (略)</p>

<p>いて「都市低炭素化促進法」という。) 第53条第1項の規定による申請に対する審査</p>	<p>(2) 都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出次に掲げる審査の区分に応じた金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第87条の2に規定する建築設備が設置される建築物の審査 建築設備1基につき15,000円 (小荷物専用昇降機については、7,000円)</p>		<p>いて「都市低炭素化促進法」という。) 第53条第1項の規定による申請に対する審査</p>	<p>(2) 都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出次に掲げる審査の区分に応じた金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物の審査 建築設備1基につき15,000円 (小荷物専用昇降機については、7,000円)</p>	
<p>(45) 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による変更の認定に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の変更に関する認定申請手数料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出次に掲げる審査の区分に応じた金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第87条の2に規定する建築設備が設置される建築物の審査 当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円(小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあつては前項第2号ウに規定する金額</p>		<p>(45) 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による変更の認定に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の変更に関する認定申請手数料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出次に掲げる審査の区分に応じた金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物の審査 当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円(小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあつては前項第2号ウに規定する金額</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(50) 建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項の規定による申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画(建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。)に関する認定申請手数料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上法第30条第2項の規定による申出次に掲げる審査の区分に応じた金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第87条の2に規定する建築設備が設置される建築物</p>		<p>(50) 建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項の規定による申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画(建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。)に関する認定申請手数料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上法第30条第2項の規定による申出次に掲げる審査の区分に応じた金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物</p>	

	の審査 建築設備 1 基につき15,000円 (小荷物専用昇降機 については、7,000円)		の審査 建築設備 1 基につき15,000円 (小荷物専用昇降機 については、7,000円)
(51) 建築物エネルギー消費性能向上法第31条第1項の規定による変更の認定に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定申請手数料  (1) (略)  (2) 建築物エネルギー消費性能向上法第31条第2項において準用する建築物エネルギー消費性能向上法第30条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額  ア・イ (略)  ウ 法第87条の2に規定する建築設備が設置される建築物の審査 当該建築設備の計画を変更した建築設備にあっては当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円 (小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあっては前項第2号ウに規定する金額	(51) 建築物エネルギー消費性能向上法第31条第1項の規定による変更の認定に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定申請手数料  (1) (略)  (2) 建築物エネルギー消費性能向上法第31条第2項において準用する建築物エネルギー消費性能向上法第30条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額  ア・イ (略)  ウ 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物の審査 当該建築設備の計画を変更した建築設備にあっては当該変更に係る1基の建築設備ごとに8,000円 (小荷物専用昇降機については、6,000円)、新たに設置する建築設備にあっては前項第2号ウに規定する金額
(略)	(略)	(略)	(略)
(表略)		(表略)	